

# 女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討会開催要綱

平成28年9月29日改正

## (目的)

- 第1 宮城県、女川町及び石巻市（以下、「関係自治体」という。）は、平成25年12月26日付けで東北電力株式会社から、女川原子力発電所2号機に関する「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」第12条に基づく協議の申し入れを受けた。
- これに回答するにあたり、参考とする意見を専門家から聴取するため「女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討会」（以下、「検討会」という。）を開催する。

## (所掌事務)

- 第2 検討会は、次の各号について意見聴取を行うものとする。
- (1) 女川原子力発電所2号機の安全性に関する事項
  - (2) その他関係自治体の長が必要と認める事項

## (構成)

- 第3 検討会は、知事が別に定める者（以下、「構成員」という。）の出席をもって開催する。

## (座長)

- 第4 検討会に、座長1名、副座長1名を置く。
- 2 座長は、会議の進行を行う。
  - 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は、座長が欠けたときはその職務を代理する。

## (会議)

- 第5 検討会は、知事が招集する。
- 2 知事は、必要があると認めるときは、検討会に構成員以外の者を出席させることができる。

## (庶務)

- 第6 検討会の庶務は、宮城県環境生活部原子力安全対策課において処理する。

## (その他)

- 第7 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附則

- 1 この要綱は、平成26年10月16日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年10月15日限り、その効力を失う。ただし、この日より前に検討会の目的が達成されたと認められる場合は、目的が達成された日をもって効力を失うものとする。